

魅力あるまちづくりグループ

浦和区コミュニティ会議

として
まちづくりに参加しませんか

コミュニティ会議とは

区民の方が主体となり、地域活動や世代間交流、福祉活動などを自主的に行うために、設立されたグループ(団体)です。



音と絵本のお話会
「絵本読み聞かせ」

仲本地区コミュニティ会議
「新春浦和東口市民の集い」

浦和区本太元町地区
三世交流実行委員会
「三世交流事業」



アシスト浦和21
「第4回わくわく浦和いきいき祭り」



浦和区四星会
「高齢者の主張Ⅳ」発行記念発表会」

■コミュニティ会議として活動するには

●まちづくりやコミュニティの醸成に貢献できる活動であること ●原則として5人以上で組織していること ●区民優先の活動を行っている又は行う予定であること ●区民主体の運営が期待できることなどの要件を充たしたグループを、区長が認定するものです。

※現在、34グループがコミュニティ会議として認定されています。

浦和区コミュニティ会議認定要綱に規定する認定申請書に事業計画書、収支予算書、会則又は規約等、会員等名簿を添えて、浦和区コミュニティ課に申請してください。認定要綱及び認定申請書等は、区のホームページからダウンロードするか、浦和区コミュニティ課で配付しています。

浦和区 魅力あるまちづくり 助成制度 を ご利用ください

浦和区における地域コミュニティの醸成と区の魅力あるまちづくりを推進するため、区民優先の活動、区民主体の運営、コミュニティへの貢献を目的としたグループが実施する事業に対して助成を行います。

詳しくは、区ホームページまたは浦和区コミュニティ課、浦和コミュニティセンター、区内各公民館に備え付けの「浦和区魅力あるまちづくり助成制度のご案内」をご覧ください。

●助成事業の名称と内容

コミュニティ活動助成 コミュニティ活動の拡大や自立を促すための助成で、新規事業や事業拡大、他グループとの連携による事業が対象となります。助成額は、助成の対象となる事業経費の2分の1以内で、一グループあたりの上限は1年度につき50万円です。また、期間は最長3年間です。事業計画や予算を審査し、区の予算の範囲内で助成を決定します。※この助成制度を利用するには、浦和区コミュニティ会議としての認定が必要です。

スキルアップ助成 すでに活動をしているグループの、スキルアップ(グループの技術力向上を図るセミナーなどの開催)を促すための助成です。助成額の上限は10万円で、一グループにつき1回のみとなります。

●応募、締切り

上記の助成事業は、6月と9月の2回に分けて募集し、それぞれ月末を締め切りとします。

区ホームページ ▶ http://www.city.saitama.jp/index_urawaku.html 問合せ ▶ 区コミュニティ課 ☎829-6037 ☎829-6232

～やめよう放置自転車！～

放置自転車は、通行や災害時の緊急活動の妨げになるばかりではなく、街の美観の低下など様々な問題を引き起こしています。自転車は路上に置かず、駐輪場を利用しましょう。



問合せ/区生活課 ☎829-6049

路上喫煙・ポイ捨てはやめましょう！

本市では、安心・安全できれいなまちづくりを進めています。浦和区では、「さいたま市路上喫煙及び空き缶等のポイ捨ての防止に関する条例」により、浦和駅周辺が路上喫煙禁止区域及び環境美化重点区域に指定されています。他の歩行者への迷惑行為になる路上喫煙やポイ捨ての防止にご協力をお願いします。



問合せ/市廃棄物政策課 ☎829-1337 ☎829-1991



臨時保育士の登録者募集

臨時保育士として働きたい方の登録を募集しています。登録者の中から欠員等の必要に応じて、随時面接を行い採用いたします。



勤務場所／市立保育園

資格／保育士資格を有し、心身共に健康な方。

勤務時間／

- ・通常保育……8時30分～17時15分（時差出勤あり）
- ・時間外保育…朝夕2時間30分～4時間（各園により異なります）

登録方法／写真を添付した履歴書と、保育士資格証の写しを持参または郵送してください。

問合せ／市保育課 ☎829・1867 ☎829・2516

日曜納税窓口を開設します

平日（月～金曜日）に納税できない方のために、日曜納税窓口を開設します。税金の種類により窓口が異なりますので、ご注意ください。

●市税の納付及び納税相談

日時／6月29日(日) 9時～15時
場所／浦和区役所収納課（23番窓口）
問合せ／☎829・6091

●国民健康保険税の納付及び納税相談

日時／6月29日(日) 9時～15時
場所／浦和区役所保険年金課（2番窓口）
問合せ／☎829・6162

調公園内にある運動遊具の使用を中止します

健康運動遊具の定期点検の結果、調公園内の運動遊具の根元が痛んでいるため使用を中止することとなりました。

そのため、調公園で毎月第4木曜日に行っている「うんどう教室」は、遊具を使わずに行います。また、会場を「ふるさと亭（調公園内）」に変更します。

会場	6月	7・8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	時間
ふるさと亭 (調公園内)	26日 (木)	休み	25日 (木)	23日 (木)	27日 (木)	25日 (木)	休み	26日 (木)	26日 (木)	14時～ 15時30分

※年内に遊具の交換及び補修をする予定です。詳細は決まり次第お知らせします。

問合せ／区高齢介護課 ☎829・6152

家庭児童相談のご案内

家庭児童相談室（区支援課内）では児童に関する様々なご相談をお受けしています。相談の秘密は厳守しますのでお気軽にご利用ください。電話相談も可。

日時／月～金 9時～17時
場所／区支援課内
問合せ／☎829・6144(相談室直通)



こんにちは 区長 です

アジサイの花が目立つ季節となりましたが、区内にも本太保存緑地や天王川コミュニティ緑道で七色に変化するアジサイの風景を見ることができます。

・食中毒に注意しましょう

梅雨から夏にかけては食中毒が多くなりますので、「清潔な手で清潔な調理器具を使い、食中毒菌をつけない」「冷蔵庫を過信しないで新鮮な食品を調理し、食中毒菌を増やさない」「肉など加熱して食べる食品は、十分に加熱し食中毒菌を殺菌する」以上のことに注意して、安全で安心な食生活に心がけてください。

・軽装で執務を行います

今月は環境月間です。国連では、日本の提案を受けて6月5日を「世界環境デー」と定めており、日本では「環境の日」と定められています。

浦和区役所においても地球温暖化防止の一環で、6月1日から9月30日までの間、「夏のライフスタイルキャンペーン」として冷房を28℃に設定し、軽装（ノーネクタイ・ノー上着）

での執務を実施いたしますので、皆様のご理解をよろしくお願いいたします。

・パッケージ工房がスタートしました

浦和区役所では5月19日より窓口業務のワンストップサービスを推進するための窓口「パッケージ工房」がスタートしました。来庁者の皆様の利便性の向上に努めてまいります。市内各区役所・支所・市民の窓口では、証明書などを他人に不正に取得されないよう、また虚偽の届出を防止するため、手続きの際に本人確認をお願いしております。運転免許証や写真付きの住民基本台帳カードなどの身分証明書により確認させていただきますので、皆様のご協力をお願いします。

今後とも、皆様により親しまれる窓口になるよう努力してまいりますので、よろしくお願いいたします。



浦和区長 平澤 憲